

労災保険の給付いろいろ

第6回

事務所だより

遺族への
補償として
業務または通勤によるケガや病気により死亡した場合、その遺族は「遺族補償給付」（業務災害）または遺族給付（通勤災害）を受給することができます。

（表1）

労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していた			
1	配偶者 (※1)	妻	
		夫	60歳以上または労働者の死亡当時一定の障害の状態(※3)
2	子(※2)	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間	
3	父母	60歳以上または労働者の死亡当時一定の障害の状態(※3)	
4	孫	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間	
5	祖父母	60歳以上または労働者の死亡当時一定の障害の状態(※3)	
6	兄弟姉妹	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間	
		60歳以上または労働者の死亡当時一定の障害の状態(※3)	
7	配偶者	夫	55歳以上60歳未満(※4)
8	父母		55歳以上60歳未満(※4)
9	祖父母		55歳以上60歳未満(※4)
10	兄弟姉妹		55歳以上60歳未満(※4)

今月は、労働者災害補償保険法（以下、労災保険法と記載します）に基づく保険給付のうち、遺族（補償）給付について紹介します。

II 遺族（補償）給付とは

①

II

第54号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

とおりには、表1にある次順位の受給資格者が新たな受給権者となります。（『転給』といいます。）なお、遺族補償年金の受給資格者が、受給権者と同様に1つに該当した場合にも、受給資格が失われます。（『失格』といいます。）

一、死亡したとき
二、婚姻したとき（内縁関係を含みます）
三、直系血族又は直系姻族以外の者の養子（事実上の養子縁組関係を含みます）となつたとき
四、養子縁組関係の解消により、死亡労働者との親族関係

五、子、孫、兄弟姉妹については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日に達したとき
六、障害状態のため受給資格者となっていた方が、障害の状態ではなくなつたとき
が終了したとき

発生する状況と原因

「これは労災（事故）？」と思うようなケガに遭遇することがありませんか。“労災事故”と表現すると、とても大きなケガをイメージするかもしれません。

しかし、例えば、包丁で指を切る、煮込み中の鍋にうつかり触れてやけどをすることも、この労災事故に含まれます。

平成十九年から平成二十三年の五年間に休業四日以上の死傷者として報告された人数は、全産業で減少傾向ですが、飲食店ではほぼ横ばいで推移しています。

平成二十三年の休業四日以上の死傷者数は四一五〇人で、事故の型別労働災害発生割合は、転倒二十七%、切れ・こすれ二十五%、高温・低温の物との接触十五%などとなっています。（グラフ参照）

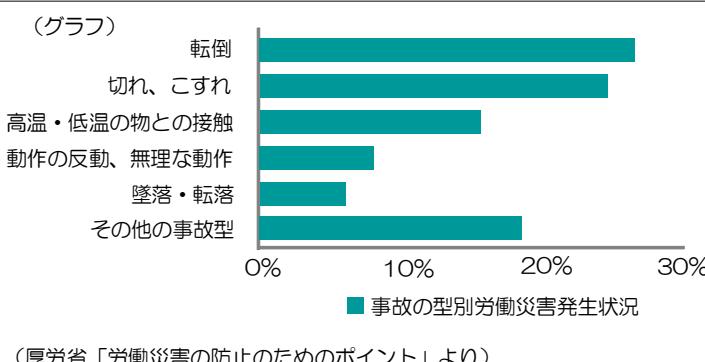
大事に至らないため見過ごされがちですが、よく考えてみると現場で発生しているのではないでしょうか。

飲食店での現場で働いていて、「これは労災（事故）？」と思うようなケガに遭遇することがありますが、この「労災事故」と表現すると、とても大きなケガをイメージするかもしれません。

しかし、例えば、包丁で指を切る、煮込み中の鍋にうつかり触れてやけどをすることも、この労災事故に含まれます。

平成十九年から平成二十三年の五年間に休業四日以上の死傷者として報告された人数は、全産業で減少傾向ですが、飲食店ではほぼ横ばいで推移しています。

平成二十三年の休業四日以上の死傷者数は四一五〇人で、事故の型別労働災害発生割合は、転倒二十七%、切れ・こすれ二十五%、高温・低温の物との接触十五%などとなっています。（グラフ参照）



（厚労省「労働災害の防止のためのポイント」より）

状況と原因を探つてみましょう。

- 「転倒」では、約五割が油で床が濡れていることで、「滑り」によるもの、約三割が荷物などの障害物による「つまずき」によるものとなつています。
- その他に、材料や料理、食器類、ゴミなどの物の運搬中の転倒があります。両手がふさがつたり、足元や移動先が見



えにぐい状態や重量物の運搬によることが、転倒の原因のひとつとなっています。

・「切れ、こすれ」では、約四割が包丁などの刃物によるもの、約三割が皿やコップなどの割れた食器によるものとなつています。

その他に、缶の開口部の鋭利面や食品加工用機械（道具）によるものがあります。

「切れ、こすれ」は、ともすれば重篤度が高く手指の欠損などの重い障害が残ることも少なくありません。

・「高温・低温の物と接触」では、約五割が調理作業中の熱湯、高温の油やスープなどの高温の料理、飲み物のよるものとなっています。また、約一割が上記の料理や飲み物の運搬作業によるもので、約一割弱が食品加工用機械（道具）のメンテナンス中に発生しています。

いけつ）を意味しています。

整理：必要な物と不要な物を分けて、不要な物を処分します。 “不要な物”と判断する廃棄基準と担当者を決めます。
整頓：必要な物がすぐに取り出せるように置く物、置き場所や置き方を工夫します。 誰にでもわかりやすく安全な状態かを判断する担当者を決めます。
清掃：作業場所や周辺のほか、廊下や共有スペースのゴミや汚れを取り除きます。 常にゴミや汚れが残っていないか確認する担当者を決めます。
清潔：整理、整頓や清掃を繰り返すことで、衛生面を確保し、快適な職場環境を維持します。 繰り返されているか確認する責任者を決めます。

四の活動で事故を減らしましよう

十一月の労務手続 【提出先・納付先】

- 労災事故を〇（ゼロ）にすることを目標に、日常業務の中に「四S活動」を取り入れませんか。
- この「四S」とは、整理（せいり）、整頓（せいたん）、清掃（せいろ）、清潔（せいかつ）
- 労働保険一括有期事業開始

藤田社会保険労務士事務所

〒601-1456
京都市伏見区小栗栖南後藤町6-26-203
TEL・FAX 075-571-8611
e-mail
k-fujita@k-fujita-sr.com
URL <http://k-fujita-sr.com>

今年の十月分年金から、過去（平成十二年度から十四年度）の物価下落分二・五%の調整を三回に分けて改定されます。年金減額に対する生活への影響は、国会議事堂内にオーブンした某店の限定メニューの値段からは窺い知れません。

編集後記

- 労働保険印紙保険料受払報告書の提出
- 日雇健保印紙保険料納付
- 雇用保険被保険者資格取得
- 雇用保険印紙保険料納付
- 健保・厚年保険料の納付
- 郵便局または銀行
- 労働基準監督署
- 労働基準監督署

届の提出（前月以降に一括有期事業を開始している場合）